

平成26年12月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 平成26年12月9日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第56号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
議案第58号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第59号 高浜市まちづくり協議会条例の制定について
議案第61号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第62号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
議案第63号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第64号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
議案第65号 平成26年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
議案第66号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第67号 平成26年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
- 日程第3 議案第68号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定について
- 日程第4 議案第60号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鶴 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まらぶくグループリーダー兼保健福祉グループ主幹	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	神 谷 義 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 森 野 隆
主 査 内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

これより本日の日程にはいります。

なお、審議の途中において執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承を願います。

○議長（磯貝正隆） それでは、日程第1 議案第56号から議案第59号及び議案第61号を会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいたきますようお願いをいたします。

9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、私は、日程1では2つの議案に対して質疑をさせていただきます。

まず、議案第57号に關しましての質疑であります。

この本定例会に上程された第57号でありますけれども、ここにおける工場立地法の届け出を要する案件というものについて、まずもってお伺いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） それでは、工場立地法の届け出としましては、敷地面積が9,000平方メートル以上、または建築面積が3,000平方メートル以上のどちらかに該当する場合に、工場立地法の届け出が必要となります。業種につきましては、製造業、電気、ガス、熱供給業などの

業種が対象となります。なお、倉庫業やスーパー等のサービス業は対象外でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

この工場立地法の届け出、今言われたさまざまな要件があるんですけども、その届け出企業の数と、そのうち今回のこの条例の制定に対しての対象になります工業専用地域内の企業数をお伺いいたしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 工業立地法の届け出の企業数及び工業専用地域内の企業数の御質問ですが、市内の届け出企業社は27社、そのうち工業専用地域内は17社でございます。よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、この工場立地法の届け出は、どのようなときに何を届け出する必要があるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 御質問の何を届け出する必要があるかにつきましては、まず工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境と調和を図りつつ適正に行われることを目的としまして、生産施設、それから緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場等を新設または増設する際に、事前に市に届ける必要があることとございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

基礎的なお話で今伺ったんですけども、それでは、今回この議案の趣旨である工場緑化等に対する企業ニーズというのはどのように把握をされての上程に至ったのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 今回の規制緩和を予定しています工業専用地域で、既に工業立地法の届け出をしている企業に対しましてアンケート調査を実施し、規制緩和に対する企業ニーズを把握いたしました。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、アンケートをとられたということですけども、先ほど立地法の届け出企業が27社あって、工業専用地域内が17社ということは、10社の差があるわけですけども、その10社に対しては、そういうニーズ調査等はされたのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 今回、まず27社中の17社の中の工業専用地域の中のアンケート調査を行わせていただきました。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） それでは、このような動きというのは、積極的にずっとやられてきておるといふふうに思いますけれども、当局側がやられてきていると思いますけれども、他の地域、工業地域ですとか準工業地域とか、そういったところからのこういったような規制の緩和等、要望等、そういったものは何か当局のほうに来ておるとか話を聞いておるとか、何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今おっしゃいました、いわゆる工業系の用途と申しますのは3つございますので、そのうちの工業地域、それから準工業地域というのがほかにあるわけですが、企業さんにしては、工場増設に当たって、いわゆる緑化率という部分が問題視をされているところがございますので、直接、具体的にというケースではございませんけれども、そういった部分のお声はいただいているというのが現状でございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 企業誘致とか企業の市外県外流出防止というのは、私どもの例えば市政クラブの提言でも書かせていただきましたけれども、最重要課題であるというふうに捉えております。そういった部分においていうと、今後、その工業地域、準工業地域に対してもさまざまな規制の緩和をすることによって、企業が誘致しやすくなったり、あるいは流出の防止につながったりということにつながっていくというふうに思っております。ただ、環境的な配慮というものは、当然、狭隘な市域でありますから必要だとは思いますが、そういう部分を考えていった中で、一定のルールに基づいた中では可能ではないかなという考え方もあるんですけども。

この質疑の意味合いというのは何かというと、今回のこの議案が、高浜市の今後の企業に対する企業誘致だとかそういったものに対する進め方のどの位置づけにあるかを知りたくて聞いておるものですから、そのところを理解した上で答弁いただきたいんですけども、工業地域と準工業地域等にルールはしっかりつくるという前提の中で広げていくような考え方があるのかないのか、それに向かっていくための一つの今回議案の上程であるのかということをお聞かせいただきたいんですけども、考え方です。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、北川議員がおっしゃった部分というのは、いわゆる高浜の12用途のうち準工業地域というのが330ヘクタールでございまして、約32.4%というふうに一番多い用途になっています。その用途の中身というのは、今おっしゃったように、工場もあれば住居

系の建物、それから商店も建っているというようなことで、どうしても狭隘な町でございますので、本来はすみ分けがきちんとできて、それぞれの事業活動に支障のないような、住んでいただく方にも一番いい住環境でということが望ましいとは思いますが、今、高浜の中でずっと瓦という産業の中で、準工業という形で家内工業的にいろんな工場が存在しておると。そこら辺のことも踏まえながら、準工業だけに限らず、一度そういった部分をきちんと見据えながら、できるところは前向きに考えていくというのが我々の使命だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。

私どものほうにも、さまざまな要望も来ておるのは事実であります。そういった部分であるからこそ余計に、さらに我々も危機感をもって対応していかなきゃいけないんだらうなということをおもっておりますけども。

今、部長おっしゃるように、いろんな配慮が必要だということも十分に理解をしておりますので、そこの部分、いろんな事例があると思ひます。他市の事例もいろいろあると思ひます。そういったものを検討しながら、ぜひ進めていただきたいということをおし添えておきたいと思ひます。

それから、次に移りますけれども、議案第61号についての質疑であります。まず、確認だけさせていただきますんですが、この議案は、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正ということで、今年度の人事院勧告による本定例会への議案上程ということをおもって御説明がありましたけれども、常勤特別職に対しては、人事院から同じように報酬の改正の勧告がされたのかどうか、その確認だけをさせていただきますと思ひます。

○議長（磯貝正隆） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 議員、御質問ありました常勤特別職の人事院勧告でございます。

本年8月7日に人事院より、国家公務員の一般職・特別職職員に対しまして、期末手当の支給割合の改正を初めとした人事院勧告がなされておるところでございます。

○議長（磯貝正隆） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

毎年3月定例会で、常勤特別職の報酬の減額議案が上程をされております。そして、理由として、現下の社会経済情勢に鑑みというお話もありますし、ことし26年の当初予算のときには、臨調のほうから1億5,000万円の繰り入れをするような財政状況だからというお話、答弁もいただきました。

今、私がしました質疑というか確認なんですけれども、これは議案第60号にもつながる話なんですけど、第61号を審議するに当たっての背景を知りたいということでの確認の意味でありますの

で、御理解をいただきたいというふうに思います。

重ねて人事院勧告があった上でも、今回議案に上程されていないということは、逆に我々議員からは何も質疑意見等は言えるものではないというふうに考えますし、そのところを申し添えて質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） それでは、私のほうは、議案第59号 高浜市まちづくり協議会条例の制定についてからちょっと質問させていただきます。

この条例は、自治基本条例の第17条3項のまちづくりにあります「まちづくり協議会に関する必要な事項は別に条例で定める」ということに基づいて策定されたものだと思いますけれども、あれから3年ぐらいしますかね、やっと出てきたなという感じがいたしましたけれども。

既に、まちづくり協議会が設立された各学区において、それぞれの特色のある活動をされておりますので、この条例の策定に当たって、まちづくり協議会あるいは関係者との意見調整といいますか、どのような形で協議されてきたのか。当然、最終的には御理解いただいて出てきていると思いますけれども、どのような協議をされてきているのかということと、それからパブリックコメントについてもされておりますので、その辺のここに至るまでの経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まちづくり協議会の策定に係る経緯という御質問でございますが、まず条例の策定の経緯の中で、市内の5つのまちづくり協議会の理事長または会長と事務局長で構成いたしますまちづくり協議会サミットを平成23年11月に立ち上げまして、これまでに延べ12回の会議を開催してまいりました。この会議の設置目的の中の一つにまちづくり協議会条例に関することを掲げておりまして、このまちづくり協議会サミットにおきまして、条例づくりが進められ原案が取りまとめられてきております。

この原案に対しまして、6月下旬から9月上旬まで、各まちづくり協議会の理事会や役員会の場をおかりいたしまして、説明会を計7回開催させていただきました。また、10月6日に町内会行政連絡会におきまして、町内会長さんに対しまして説明を行い、意見を伺っております。加えまして、8月11日から9月1日までの間、パブリックコメントを実施しまして、この最終案を取りまとめたというところでございます。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） ありがとうございます。

この件についても委員会に付託されますので、詳細については委員会のほうにお任せいたしますけれども、1点だけここでお聞きしたいと思います。

第3条で、まちづくり協議会の構成員を地域の市民としたことについて、どのような考え方がこのような条文の内容になったのかお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 構成員を地域の市民にしたという点でございますが、自治基本条例との整合性を図るため、それぞれの小学校区内に住んでいる人、働いている人、学校等で学んでいる人、小学校区内でよりよいまちにしていこうと活動している人や団体、小学校区内の事業所やそこで住んでいる人などを構成員といたすものでございます。

その考えでございますが、まちづくり協議会が実施しますさまざまな活動に対しまして担い手として参画することができる地域の住民の皆さんや団体を指すとともに、地域の市民には、これらの活動から生まれます成果の受け手、いわゆるサービスの受益者でもあるという観点から、構成員という概念を広義に解釈いたしまして、地域の市民として位置づけたものでございます。

○議長（磯貝正隆） 14番、内藤皓嗣議員。

○14番（内藤皓嗣） わかりました。あらゆる意味でいうと関係があるというようなことだと思います。

それでは、このまちづくり協議会が地域の住民の人に全体に網をかけるということになりますけれども、それにはやっぱり、それだけに皆さんに知っていただかなきゃいけないというんですか、市民の方にこれを理解していただかなきゃならんと思うんです。アンケートかなんかで見たような気がしますけれども、まちづくり協議会をやっていることを知っているとかいう、何かアンケートがあったような気がしましたけれども、あるいは地域の活動に参加したことがあるとかいうアンケートがあったような気がしましたけれども、ちょっと数字は覚えていませんけれども、どれだけの人がそのまちづくり協議会を理解し、また活動に参加しているのか、もしわかったら教えていただきたいのと、これをより広めていくのがこの条例の一つの目的でもあると思いますので、今後どのような形で協議会に対する理解、あるいは参加を促すような形で求めていく、そういう活動というんですか、施策を考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まず初めに、アンケートの結果ということの御質問がございましたが、その点につきましては、平成26年度の市民意識調査の中でそういった内容についてお伺いをいたしております。その中では、まちづくり協議会の活動に参加したことがある人が13.3%、まちづくり協議会を知っている人が32%、名前は聞いたことがあるが23.5%ということで、全体で68.8%という状況でございました。

また、もう1点の御質問であります、まちづくり協議会を今後どのように広めていくのかという御質問でございますが、御指摘のとおり、この条例をつくってまちづくり協議会を市長が認定するというところで終わりと、この条例の最終目的となるというふうには考えておりません。やは

り、地域の市民の中で、まちづくり協議会そのものの認知度を高めていくということが何よりも重要であるというふうに捉えております。

市長の認定手続とともに、まずは、まちづくり協議会のPRに今まで以上に努めてまいりたいというふうに考えております。そうすることで、まちづくり協議会がより地域に広く浸透していくのではないかとこのようにも考えております。

そのためには、各まちづくり協議会の皆様も機関紙を発行するなど活動のPRに努めておられるところでございますけれども、私ども行政といたしましても、市の広報紙に掲載している各まちづくり協議会の活動の紹介だけではなく、各まち協の活動、イベント情報など、例えば公式フェイスブックのほうでリアルタイムに提供するなど、まちづくり協議会とは地域の課題解決や魅力の向上に向けて地域の市民が主体となって活動している団体であるということをごPRしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） よろしいですか。ほかに。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほどのまちづくり協議会条例の分ですけれども、各小学校区でも素案の説明会をされたというふうに聞いていますし、パブリックコメントも行われたというふうに聞いていますけれども、その中でいろんな意見が出されたと思うんですけれども、それについて御説明ください。

○議長（磯貝正隆） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） まず、パブリックコメントの内容からお話しさせていただきます。

8月11日から9月1日まで実施したということは、先ほど答弁させていただきましたが、その中で1名の方から11件の意見をいただいております。そのうちの1件を、その意見に基づきまして原案を修正させていただいておりますが、他の10件に関しましては、原案どおりということで対応させていただいております。

また、まちづくり協議会等の理事会や役員会におきまして説明会を開催させていただいておりますが、その中の意見で重立ったものとしたしましては、この条例を制定することによって、今までのまちづくり協議会の活動が何か制限されるとかというようなことはないかというようなお話を意見として伺っておりますが、その件につきましては今までどおりに、この条例を制定することによって何ら今後の活動に影響を及ぼすものではないと。そもそもこの条例の策定に当たりましては、今の活動の状況を踏まえて制定してきておるということをご説明させていただいております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） いろいろ意見も出ているようですけれども、先ほどのまちづくり協議会条例ということなんですけれども、市長が認定して終わりという形になっては本当にまずいかなと

いうふうに私も思いますので、その点はきっちりやっていただきたいなと思います。

話題は変わりますが、議案第57号 高浜市工場立地法第4条の2第2項に基づく準則を定めるという条例なんですけれども、これ、先ほどアンケートを行ったというふうに聞いていますけれども、設問の内容だとか、何社中、多分先ほどの17社中とだと思えるんですけれども、何社が希望されているのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 工業専用地域の中で、17社のアンケート調査をさせていただきました。その中で回答をいただいた件数は16社でございます。

内容につきましては、今回の緑化率の制限が5%から10%未満ととか、次に10%から15%、そういったアンケート調査をさせていただいたことと、環境施設率についても現在25%ですので、その25%を今回10%から15%未満ととか、そういった枠をとって回答を行わせていただきました。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 確認なんですけれども、一番低いところで16社の方が回答されたということですか。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） それでは、アンケート結果について、ちょっと報告させていただきます。

アンケート結果の傾向といたしましては、全ての企業が、緑地等の確保が企業活動において負担になっているということを回答されました。それと、緑地面積等の緩和が必要だという回答が全社に回答されました。また、緑地等率の緩和にする場合の程度としましては、多くの企業が緑地面積率は5%から10%未満、環境施設面積率については10%から15%未満が適当と回答されております。緑地面積率等の緩和にされた場合、多くの企業が土地利用の検討を行うという回答、それと一方では、緑地面積等の緩和された場合、全ての企業が地球温暖化などの環境・エコ問題との調和について企業として考慮する必要があるというふうな回答をされました。その際、工場の生産設備や敷地の全体からのCO₂の削減、排出の削減、地域における環境活動への実践に回答をされております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

この工場立地法の目的なんですけれども、これ少しちょっと見てみますと、環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするためというふうに目的の中にありますけれども、これここと相入れられないような関係があると思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 企業支援グループ。

○企業支援G（平山昌秋） 今回、工業専用地域の中に、現在、緑地率20%以上を今回の条例で

5%以上にするとということになると、その部分の緑地がかなり減るというふうな状況になります。そうした中を今後どうしていくかということを考えますと、要は、今の部分の工業専用地域が海岸部において、要は住工の分離されており、住環境に最大限のエリアを今回緩和させていただいたところでございます。今回、内陸部のほうに、要は緑地をふやしていきたいというふうな考えを持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） よろしいですか。ほかに。

質疑もないようですので、これをもって議案第56号から議案第59号及び議案第61号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第59号及び議案第61号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

○議長（磯貝正隆） 次に、日程第2 議案第62号から議案第67号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかということ、ページ数及び款・項・目・節をお示しいただくようお願いをいたします。

10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） では、お願いいたします。

議案第62号 一般会計補正予算についてでありますけれども、補正予算書の80ページ、81ページに、かわら美術館指定管理料の債務負担行為の補正額がありますけれども、この4,856万4,000円の内訳をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） かわら美術館債務負担行為補正額の内訳でございます。

3つございます。まず、1つ目につきましては、かわら美術館第3駐車場の解約と新規契約との差額による補正額が330万円余。2つ目、今年度指定管理料の中で、空調工事を行っていることによる補正額が3,630万円余。本年4月から消費税が8%に上がったことによる補正額が890万円余ということで、合わせて4,856万4,000円ということでございます。

○議長（磯貝正隆） 鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） わかりました。

それでは、今のかわら美術館指定管理料における債務負担行為の設定の経緯と、この時期になぜ債務負担行為の補正が出てきたのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） まず最初に、かわら美術館指定管理料の債務負担行為設定の経

緯につきましては、平成20年度に、平成21年度から平成27年度までの指定管理料について債務負担行為を設定、御議決いただいております。平成24年度には、空調の冷温水発生機の取りかえ工事ということで、これを指定管理料の中で行うということで、債務負担行為を設定して御議決をいただいております。

今回の補正につきましては、かわら美術館の指定管理の期間が来年度をもって満了することになっておりますので、指定管理料の執行見込み額が現在確定したということで、改めて債務負担行為の補正をお願いするというものでございます。

本来は、指定管理料支払いの増額が決まった時点、具体的には、第3駐車場賃借料の増額が確定した時点、空調工事を指定管理料の中で行うことが確定した時点、消費税の引き上げが決まった時点で、それぞれ債務負担行為を追加すべきでございましたけれども、個々の手続きができておりませんので、来年度の指定管理期間満了の前で、来年度当初予算編成の前に、改めて内容を明らかにして補正予算として計上させていただいたということでございます。

○議長（磯貝正隆） よろしいですか。ほかに。

5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 議案第62号の補正予算書の63ページ、地域医療振興事業についてお尋ねをさせていただきます。

医療法人豊田会に対する病院施設の整備費の補助金が増額になっておりますけれども、この内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 今回の補助金は、刈谷豊田総合病院高浜分院の電気、空調、配水衛生設備といった建物の附帯設備を更新するための費用の一部を財政支援させていただくものでございます。高浜分院のうち、昭和59年建築の北棟は、建設から30年が経過をいたしまして施設設備の老朽化が目立つようになってまいりましたが、当面は継続使用することとなるため、老朽化した設備の一部を更新させていただくものでございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） わかりました。

病院は入院患者を抱え、24時間の365日稼働をしておるわけですが、建物の附帯設備も短くなるということもわかります。人命を預かる施設である以上、老朽化した設備や更新もやむを得ないというふうに思っております。

病院の建物は無償譲渡して豊田会の持ち物になっているはずですが、にもかかわらず建物の附帯設備の更新費用の一部を補助金という形で支援するのはなぜか、お聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 医療法人豊田会と締結をいたしました病院の移譲に関する協定書には、高浜分院の大規模改修経費については、その都度協議の上、補助金額を確定すると規定をしております。もともと病院の移譲時には施設の老朽化が目立ち、仮に経営形態を変更することなく病院運営を継続していたといたしましても、近い将来に大規模な改修工事が必要になるということは想定をしておりました。したがって、高浜分院の施設改修に係る費用については、移譲先である豊田会のみを負担を求めるのではなく、補助金として負担する必要があると判断をさせていただいたものでございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） わかりました。

病院施設が59年に竣工しておるので、平成21年には豊田会へ移譲したということで、既に25年近くたっておりますけれども、老朽化施設の改修費用を全て豊田会にというのではなく、補助金という形で支援するということが若干は理解できます。

では最後に、今回の施設改修に当たって、高浜市と豊田会の負担割合がどのようになっておるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 施設の大規模改修に当たりましては、その都度協議をするという協定書の規定にのっとりまして、豊田会と協議をしました結果、今回の施設改修経費につきましては、高浜市7割、豊田会3割の負担といたしました。これは、双方が病院を使用していた年数を勘案させていただいたもので、豊田会に対しても一定の負担をお願いしております。

したがって、今回の施設改修に係る総額は4,205万円でありまして、その7割に当たりまして2,943万5,000円を補助金として財政支援するものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

よくわかりましたけれども、実は、私はちょこっと聞きたいのは、施設の大規模改修に当たってはその都度協議するという事なんですけれども、債務負担行為が実は20億円組んでありますね。それがいつ使われるのか。こういった大規模改修等で使うということで債務負担行為をやられたんではないかというふうに考えておりますけれども、なかなかこの債務負担行為にてやるといふあれが全く見えてこないんで、その20億円は一体いつ出すのか、それとも協定書にそういったことが書いてあるのか。この前、一般質問でも北川議員が少し言ったというのか、そういった回答が、何か違う回答があったというようなことをちらっと思ったんですけれども、そこら辺が協定書にどういうあれで書いてあるのか、そこら辺を少しお聞きしたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 医療法人豊田会と締結をいたしました協定書の中に財政支援の

内訳は記載をされておまして、病院施設整備費補助金という形で、実は2本立てになっております。

1つが、高浜分院施設改修事業ということで、これは病院の建てかえを含めました移譲施設、つまり旧高浜市立病院を建物自体を大きくさわる場合に支出する補助金でございまして、こちらは20億円を限度といたしまして、移譲後4年目以降にお支払いをするという形になっております。現在、病院のほうは建てかえの計画をしておりますけれども、まだ日数がかかりそうな見込みでございまして、実際に病院のほうの建てかえに着手した後に、こちらの補助金については支援をさせていただく予定をしております。

それから、もう1本の施設改修に関する補助金が、今回の施設の大規模改修事業というものでございまして、事業ごとにその都度、豊田会と協議をさせていただくというものでございまして、今回はこちらの大規模改修事業の規定にのっとり支援をさせていただくものでございます。

○議長（磯貝正隆） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 支援をするなどとは言っていなくて、20億円債務負担をかけておるんですけども、その中でなぜ使わないのか、そこら辺のこと大規模改修、例えば2年ぐらい前に壁があれだとかそういったことに全く使われていない。そのまま20億円ずっと継続のあれで、病院を改修するというので20億円やるのか、そこら辺のことが協定書で書いてあるのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたかったんです。とにかく、支援すること自体はいいとは思いますが、市は金がないもので、毎年2億ずつくらいを10年間にわたって支援するというようなことを前ちらっと聞いたような覚えがありましたので、そこら辺のことをちょっと確認をさせていただいたということです。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） では、私のほうは、議案第62号 一般会計補正予算の補正予算書56ページに当たるかと思えます。

歳出の3款1項9目の介護保険推進費、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業についてお伺いをしたいと思います。この事業は、旧南部保育園の跡地に、社会福祉協議会が認知症高齢者グループホームと一体的に整備する地域共生型福祉施設に対する補助であったかと理解しておりますけれども、今回の補正で全額減額されておりますが、まず、その減額に至った経緯についてお聞かせください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） それでは、経緯につきまして、高浜市の社会福祉協議会から経過報告をいただいておりますので、その内容をもとに御説明をさせていただきたいと思っております。

地域共生型福祉施設の入札につきましては、7月29日に市内の6業者を指名、8月1日に入札の通知、そして予定価格の公表、その後、8月28日に入札を行っております。結果といたしましては、全ての業者が入札を辞退ということになっております。

この結果を受けまして、9月24日に知立管内の12業者まで枠を広げまして、再度入札を行っております。この結果も、残念ながら前回同様、入札辞退ということとなっております。

社会福祉協議会としては、今回のこの結果につきまして、東日本大震災の復興に伴う公共事業の急増、それから、それに伴う現場の技術者を初めとした労働力不足、建設資材の高騰などによりまして、業者のほうで年度内の竣工が見込めず、また金額面で予定価格との乖離が生じた、こういったことから受注が困難になったのではないかとというふうに分分析をおっしゃったというふうになっております。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） その経過等はよくわかりました。

結果として、今年度整備を断念するという事になったわけですけれども、早期整備に向けて繰り越しをするというような考えはなかったかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 事業の繰り越しにつきましては、当然ながら検討しております。今回繰り越しを行わなかった理由でございます。

まずは、時期的に技術管理者の配置が困難であるということが、まず1点挙げられます。年度当初に入札を行ったほうが技術管理者を確保しやすく、落札できる可能性が高いというふうに分断したというふうになっております。

また、2点目は財源の問題でございます。

現行の県の補助制度が今年度をもって終了となります。したがって、繰り越しをした場合は、補助金は認めないということをお県からそういった回答を得ております。社会福祉協議会としては、補助金を活用して整備を行っていく、そういった意向をもっているというふうになっております。こういったことで繰り越しをしなかったというふうになっております。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 繰り越ししなかった理由を伺いまして、わかりました。

続きまして、宅老所としての機能もあろうかと思っておりますけれども、市民への影響をどのように考えているでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 市民の方への影響ということでございます。認知症の方やその御家族、それから地域の方にとっては、施設整備に対する期待というものは大きく、残念に思ってみえる方もお見えになるというふうになっております。この入札の結果を受けまして、近

隣住民への訪問、それから町内会のほうでは回覧の文書、そういったことで周知をさせていただいております。また、12月15日号の広報の折り込みで社協だより「ふくし」のほうで、またその旨も掲載をして全戸配布をするというふうに伺っております。

なお、宅老所につきましては、現在、別の場所を検討しており、来年度においても引き続き実施をしていくというふうに伺っております。

○議長（磯貝正隆） 4番 浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） 別の場所を検討されているということですね。ありがとうございます。

今後、認知症の方が非常にふえる中で、認知症高齢者グループホームはなくてはならない施設であるかと思えます。また、認知症の方に限らず、その地域で住む全ての方が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる施設は、非常に必要だと考えております。今後、わかっている範囲で結構ですので、社会福祉協議会としてどのように対応していく予定なのか、また、市はどのように対応していくのかを、またお聞かせください。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 社会福祉協議会のほうですが、今回の入札結果を踏まえまして、設計金額を見直すとともに、十分な工期を確保した上で、来年度の早い時期に着手し27年度内に整備していく、このように伺っております。市といたしましては、実は、現行の県の補助金というのが今年度をもって終了となってしまいうんですが、来年度も引き続き地域密着サービスの施設整備の整備等に対しまして財政支援があると伺っておりますので、この制度を活用しまして、来年度の当初予算で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 4番、浅岡保夫議員。

○4番（浅岡保夫） ありがとうございます。

財政支援等があるということですので、ぜひとも、できるだけ早くこちらのグループホームが完成することを願って、質問を終わりたいと思います。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほどの議案第62号 一般会計補正予算なんですけれども、4款1項3目 地域医療振興費の病院施設設備整備費補助金についてなんですけれども、これ63ページです。

先ほど、更新ということで内容説明されていますけれども、これ何年ぐらいの延命になるのかお答えいただきたいなと思います。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 高浜分院の附帯設備というのは、移譲する段階でかなり老朽化をいたしておりまして、移譲時にリフレッシュ工事という形で一部延命の工事をさせていただいておりますが、大部分は、実は老朽化したままで現在まで至っておるということでございます。

その中で、今病院の建てかえ等も検討しておるわけなんですけど、まだしばらく年月がかかるだろうという中で、少なくとも3年以内にここで手を加えないと故障等をする可能性が非常に高い部分、電気、空調等の部分について、今回、手を入れさせていただくものでございまして、今回延命措置をとれば、その後10年以上は今回の修理で耐え得るというように判断をしております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほども無償譲渡であるということであって、現在でも減価償却費の対価も2,000万円ずつ毎年支払われているという状況ですけれども、この更新ですので対価も上がると思うんですね。そうすると減価償却分も発生するのではないかというふうに思うんですけれども、この発生した分はどうされるのか、またお願いします。

○議長（磯貝正隆） 保健福祉グループ。

○保健福祉G主幹（磯村和志） 毎年2,000万円ずつ減価償却相当分という形で医療法人豊田会に財政支援させていただいているものは、先ほど申し上げました平成20年度に移譲する際に、高浜分院のリフレッシュ工事をしたときに発生した2億円を10年に分けて豊田会のほうに財政支援させていただいておるものでございますので、今回の施設改修によって、その減価償却分がふえるといったようなことはございません。

○議長（磯貝正隆） よろしいですね。ほかに。

1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） それでは、議案第62号、補正予算書の75ページ、職員の時間外勤務手当において2,127万円増額補正しております。なぜ、2,000万円も時間外勤務手当が増額されているのか、その理由を教えてください。また、時間外勤務の縮減のため、どのような対策をしているのか、あわせて教えてください。よろしくお願いします。

○議長（磯貝正隆） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 時間外手当が増額になった理由でございますが、本市では、次世代育成支援対策特定事業主行動計画に基づきまして、職員1人当たりの時間外勤務数を平成26年度までに110時間とする目標を掲げ、時間外勤務手当の削減に取り組んでまいりました。この計画に伴いまして、本年度、26年度の当初予算の時間外勤務手当を職員1人当たり110時間の予算で計上させていただきましたが、今年度、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金事務、タカハマ物語2の制作、公共施設のあり方検討などの業務が増加したことから時間外勤務手当が増加し、今回補正予算を計上させていただくものでございます。

時間外削減の取り組みでございますが、毎週金曜日をノー残業デーとし、急ぎの業務のない方は定時退庁してもらうように推奨しております。さらに、平成24年度からは、節電意識の向上を目的に毎週水曜日は節電デーといたしまして、終業後の午後6時には電気を切って帰宅するよう推奨しております。また、年1回全グループリーダーに対しまして、時間外勤務、年次有給休暇

の取得のデータをもとにヒアリングを実施しておりまして、時間外勤務が職員ごとにばらつきがないように、業務のバランスを配慮するように指導しておるところでございます。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川宏昌） ありがとうございます。わかりました。

例えば、本年4月に行政の合理化や効率化を推進するため、組織やグループの事務分掌などを変更しておりますが、実際に業務改善、事務等の効率化は、図られているのでしょうか。実際に人件費等の数字上には目に見えてあらわれておりませんが、具体的事例を挙げて、改善、効率化されていることを教えてください。

○議長（磯貝正隆） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 業務改善の効率化というところでございますが、定員の配置につきましては、26年度、福祉部のちょっと時間外が多いというところございましたので、福祉部のほうに8人、人員をふやしているところでございます。また、別の業務改善につきましては、今、豊田自動織機のほうに職員を研修派遣しておりまして、来年度から全庁展開を業務改善として取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。わかりました。

職員の皆さんが、誠実に職務に取り組んでいる結果であるとは思いますが、大切な市民の皆さんの税金でございます。時間外勤務手当が2,000万円も増額されるのは理解されない可能性もあると思います。当初予算からの適正な予算額の計上、そしてさらなるコスト意識の向上、管理職のマネジメント力を期待し、質疑を終えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（磯貝正隆） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第62号から議案第67号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第67号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

○議長（磯貝正隆） 続きまして、日程第3 議案第68号 高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例の制定についてを議題とし、総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託をいたします。

○議長（磯貝正隆） 日程第4 議案第60号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

9番、北川広人議員。

〔9番 北川広人 登壇〕

○9番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、市政クラブを代表して、議案第60号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、今年度の人事院勧告に基づいて、高浜市議会議員に係る期末手当の支給割合を改定するもので、要は期末手当の金額を引き上げるものであります。当局においては、議会のこと議員のことは、議会・議員が判断すべきとの見解での今定例会への上程と理解しておりますことを、まずもってお伝えをさせていただきます。

高浜市議会は、平成24年に第1回目の議会報告会を開催いたしました。そこで、市民の皆さんに、議会改革についての御意見を求める場において、市民から、議員定数の削減については議会でどのような議論がされているのかとの御意見をいただき、議会改革特別委員会で議員定数の適正化について議論をしたところ、議会の運営上、現段階では今の定数が最低限必要であるとの意見で一致にいたりました。この件は、後の議会報告会でも市民の皆さんに御報告させていただいておりますし、議員の皆さんにも記憶に新しいところだと思います。これはつまり、議員定数の削減についての考えをお持ちの市民が見えるということでもあります。議員定数削減イコール報酬削減ではありませんが、ある面、議会に係る税金の使い方についての削減の御意見ともとれます。

一方、議員の仕事に対する報酬の対価についての適正と申しますか、わかりにくさも以前から市民の方々からいただいている御意見としてあることも事実であります。

もう一つの理由としては、日本の景気は回復基調と言われておりますが、まだまだ道半ばであり、高浜市における中小零細企業においては決して明るいという兆しがあるとは言えないという現実も含めて、現段階では議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する改定は市民には御理解がいただけるとは思えませんし、我々自身が納得できるものでないと考えてるものであります。

よって、我々市政クラブは本議案に対して反対とさせていただきます。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第60号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

本案は、8月7日、人事院勧告が出され、10月7日、政府は勧告どおりの内容とした「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、11月12日に可決成立されたことにより、本市においても、市の職員の報酬や期末手当の一部改正とともに、市議会議員の議員報酬及び費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正がされるものです。

しかし、市民の中には、国会議員の報酬を上げる法律が通ったんだってねと批判の声を寄せる方も少なくありません。アベノミクスのもとで、実質賃金は下がり続け、雇用も非正規しかふえていません。平均年収は、1年前と比べて8万円4,400円も目減りしています。大企業だけがリストラと非正規化を進めながら、もうけを蓄積し続けています。これでは、消費は冷え込む一方で、景気がよくなるはずがありません。

高齢者は、社会保障が削減され続けるもとで年金が下がり続け、何とかしてと悲鳴を上げています。一部では、株などでもうけがふえたという方もおられますが、一握りの方です。中小企業では、円安の関係で輸入に頼っている原材料の値上げで厳しい経営状況が続く、仕事をどうしようかと考えている方も多く、7割が赤字、円安倒産が急増しています。

この流れを転換する鍵は何か、共産党の提案は、ブラックな働き方をなくすルールをつくること、派遣法の見直し、最低賃金法の改定、不払い残業の是正指導など国のイニシアチブで企業がため込む内部留保、大企業が285兆円の数%を活用させるだけで内需が拡大し、企業の業績も好転し、税収もふえるのです。

格差が広がって、難儀をしている方たちがどんどんふえています。市民が苦しい生活を送っているこの時期に、議員の期末手当を上げることに賛成することはできません。人間らしく働ける雇用のルールをつくり、正社員が当たり前の社会で、働く人の賃上げや中小企業の経営を下支えし、国民の購買力をふやすことが必要です。

以上する理由を申し述べて反対の討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 以上をもって討論は終結をいたしました。

これより採決をいたします。

議案第60号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立ありませんので、よって、議案第60号は否決されました。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会、公共施設あり方検討特別委員会の開催により、12月10日から12月18日までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、12月10日から12月18日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、12月19日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。長時間御協力ありがとうございました。

午前11時4分散会
